

(案)

平成28年2月19日

芦屋市教育委員会

教育長 福岡 憲助 様

芦屋市文化財保護審議会

会長 安部 みき子

諮問事項 芦屋市指定文化財の指定について

答 申 書

平成27年8月6日付け芦教生第451号で諮問を受けた本審議会は、その価値が極めて高いことを確認しましたので、下記のとおり答申します。

記

- 1 芦屋神社境内古墳は、芦屋市指定文化財の指定に値します。
- 2 名称については、芦屋神社境内古墳(あしやじんじゃけいだいこふん)とします。
- 3 内 容 別紙のとおり

以 上

芦屋市指定文化財の指定について

名 称 芦屋神社境内古墳（あしやじんじゃけいだいこふん）

種 別 芦屋市指定史跡

所在地 芦屋市東芦屋町210番（地番表示）

所有者（管理者） 宗教法人芦屋神社

面 積 145㎡

内 容 芦屋神社境内古墳は、東芦屋町に所在する芦屋神社の境内にある横穴式石室墳で、標高85mを測る六甲山地の山麓台地上に立地する。古墳時代後期（6世紀末～7世紀初頭）に築造されたと推定される。現在は単独で存在しているが、本来は笠ヶ塚群集墳を構成する1基であると考えられる。市内の横穴式石室墳において、本墳以外に玄室部及び天井石材が完存するものはなく、墳丘も最も良好に遺存している。

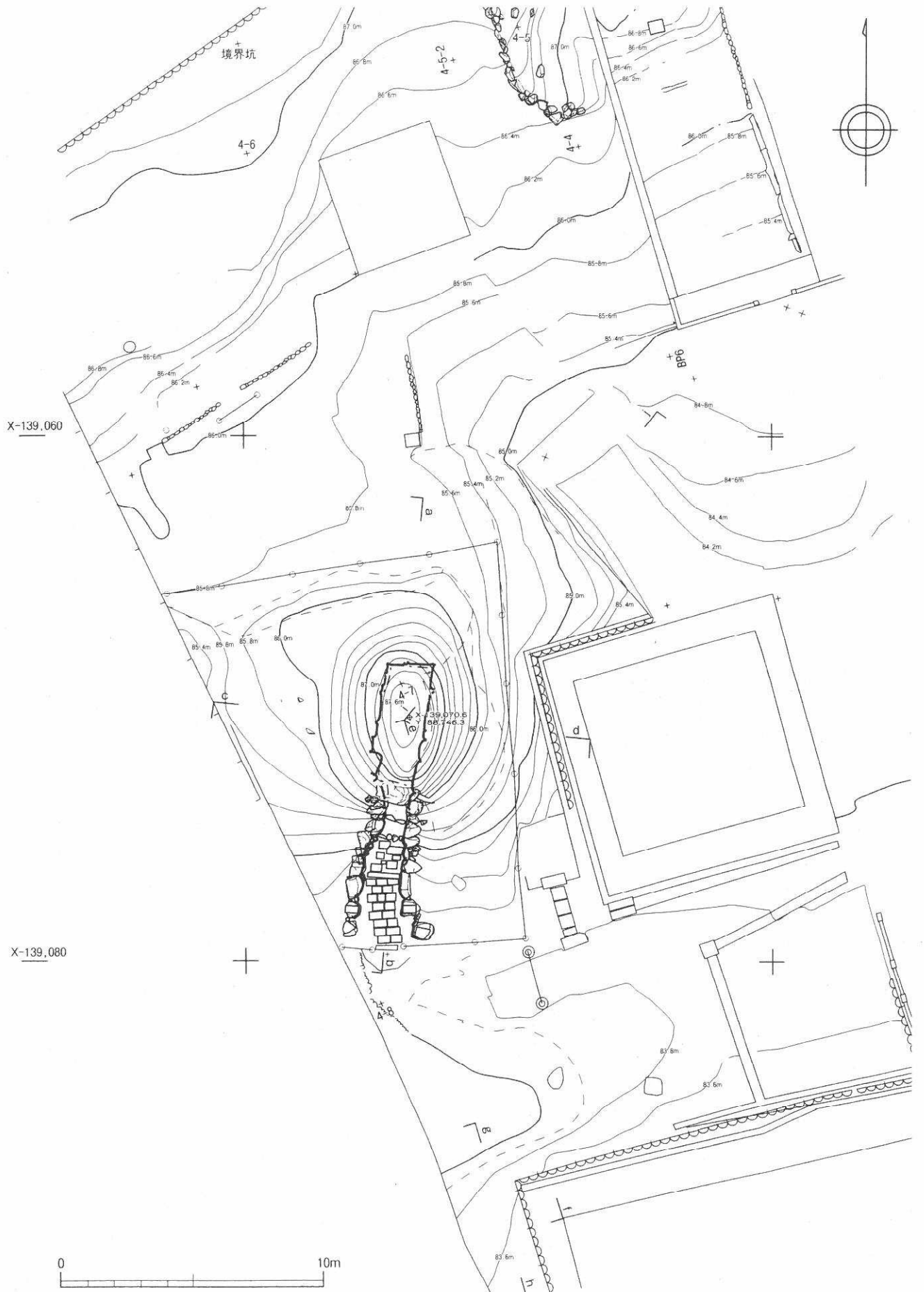
墳丘の形態は円墳で、その規模は径19.0m、高さ3.5mである。

埋葬施設である横穴式石室は、右片袖式である。その規模は、現状で全長が10.4m、玄室が長さ3.6m、幅1.7m、高さ2.1m、羨道は多少の改変があり、長さ6.8m、北端の幅1.2m、南端の幅2.0mである。

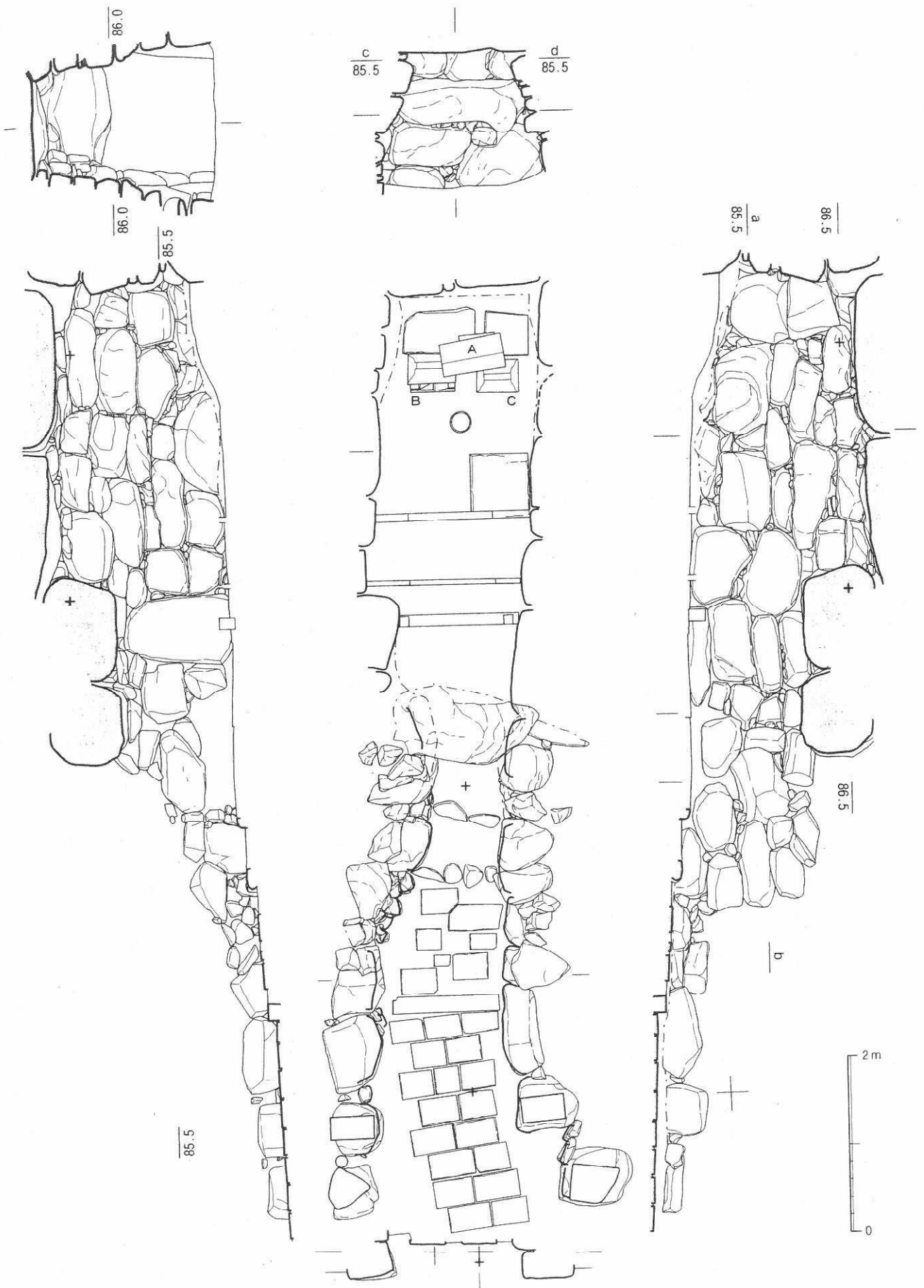
以上のように、本墳は古墳時代後期（6世紀末～7世紀初頭）に築造されたと推定される市内で最も遺存状態の良い横穴式石室墳として、本市の古墳を理解する上で学術的に重要な文化財としての価値を有するものであり、市指定文化財（史跡）に指定する。



古墳位置図 1/5000



墳丘測量図 1/200



石室実測図 1/60



芦屋神社境内古墳全景



芦屋神社境内古墳石室内



市指定文化財指定範囲（灰色部分）